

別添6 貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録の申請等の処理について

一 貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より貨物自動車運送を元請し、その運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

貨物利用運送事業法第19条（適用除外）の規定に該当する者（貨物自動車運送事業法第2条第7項の貨物自動車利用運送（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に限る。）を利用してする貨物の運送をいう。）に該当するもの。）

いわゆる白トラ利用等貨物自動車運送事業の無許可営業者を外形的に利用するような場合及び貨物利用運送事業の無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）

二 第一種貨物利用運送事業の登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

（1）貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

（2）貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

（1）財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産300万円以上）を有していること。

(2) 経営主体

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までに規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるとするものとする。

また、申請の内容が、上記一の1の又はに該当する場合は、不正な手段による登録申請として、貨物利用運送事業法第16条第2号の規定に基づき、登録後に事業停止又は登録取消し処分を行う旨を教示するとともに、申請者に対し当該申請の補正を求めるとするものとする。